

令和4年度第1回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和4年5月12日（木）午後3時から午後4時5分まで
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎3階 会議室303・304
- 3 出席者 松本千代子会長、武藤栄子副会長、岡野成幸委員、中世恵子委員、
稲田忍委員、瀬嵐康之委員、北田岳彦委員、伊藤菜穂美委員、
櫻井文明委員
- 4 欠席者 滝澤晴久委員 ※滝澤委員からは事前の連絡あり
- 5 事務局 笠井市長、佐藤健康子ども部長、保険年金課 榎谷課長、國松保険税
係長、近藤保険年金係長
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題 (1) 会長、副会長の選任について
(2) 専決処分 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて
(3) 白井市国民健康保険の現状について
- 8 議 事

事務局 それでは、定刻となりましたので、白井市国民健康保険運営協議会委嘱状交付式及び令和4年度第1回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず最初に、職員の紹介をさせていただきたいと思います。

（職員 自己紹介）

事務局 これより、委嘱状交付式を行います。

任期が、令和4年4月1日からとなることから、委嘱日を4月1日とさせていただきます。

市長が、委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びしますので、自席でご起立をお願いいたします。

なお、本日は所用により滝澤晴久様をご欠席でございます。

（各委員に市長から委嘱状を交付）

事務局 それでは、新しい委員の方もいらっしゃいますので、事務局より委員の皆様のお名前を改めて紹介させていただきます。本日、保険医代表、滝澤晴久様は所用により欠席でございますので、瀬嵐様から順番に一言ずつお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員紹介)

事務局 以上で委嘱状交付式を終了とさせていただきます。

事務局 続きまして、第1回国民健康保険運営協議会に移らせていただきます。

本日の出席委員は、9名で委員の過半数でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会議が成立することを申し添えます。

また、本日の会議は、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則、公開となっておりますのでご了承願いたいと思います。

なお、「傍聴者の受け入れ」につきましては、先着5名を基本とさせていただきます。

(傍聴希望者なし)

事務局 本来、会議の議事進行に当たる議長につきましては、運営協議会の会長が務めるところでございますが、今回は、委嘱後の第1回目となりますので、現在会長が決まっております。慣例により、仮議長を保険年金課長が務めさせていただきます。

よろしくお祈いします。

○議題1 会長、副会長の選任について

仮議長 それでは、仮議長を務めさせていただきます。

議題1、会長、副会長の選出についてお諮りいたします。

白井市国民健康保険条例施行規則第3条第1項の規定によりまして、会長及び副会長は『公益を代表とする委員』のうちから委員の互選により選出することとなっております。

会長、副会長につきましては、事前に協議いただいております。

その結果をここで報告させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)・・・声あり

仮議長 異議なしと認めます。それでは結果の報告をさせていただきます。

協議の結果、会長に松本千代子委員、副会長に武藤栄子委員となりましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)・・・声あり

仮議長 異議なしとのことでございますので、会長に松本千代子委員、副会長に武藤栄子委員が選出されました。

今後の会議の議長は、松本千代子会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。それでは会長、議長席の方をお願いいたします。

(松本会長議長席へ)

事務局 ここで、松本千代子会長からごあいさつをお願いいたします。

(松本会長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。

続きまして、笠井市長からごあいさつを申し上げます。

(笠井市長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。

このあと、笠井市長は、所用のため退席となりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

(笠井市長退席)

事務局 それでは、白井市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これ以降は会長が議事進行いたします。

なお、事前にいただきました質問につきましては、本日お配りしました資料の中で回答をさせていただきましたが、議題に関連するものについては、各議題のご説明の中でもご回答いたします。

それでは、松本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○議題2 専決処分 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長 それでは、これから議事を進めたいと思います。円滑な議事進行について、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議題2『専決処分 白井市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について』、事務局の方から説明よろしくお願いいたします。

事務局 (専決処分 白井市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について、資料により説明)

議題2につきまして、事前に委員から質問をいただいておりますので、ここで回答させていただきます。

質問の内容としましては、今回の保険税条例改正による基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額限度額引き上げの影響を受ける被保険者数はどのくらいと想定しておりますか、というものです。

この質問についての回答ですけれども、可能な限りということでございましたので、まだ令和4年度の保険税が確定している状況ではありませんので、参考としまして、令和3年度の賦課状況で、令和4年3月末日現在で把握しているものでお答えさせていただきます。また、国民健康保険税は、世帯を単位として賦課しておりますので、ここでは影響する世帯数ということでお答えさせていただきます。

基礎課税額、医療分については、限度額63万円の世帯は156世帯となります。この156世帯が限度額の引き上げによって影響を受けることとなります。このうち、限度額65万円となる世帯は142世帯です。この156世帯から142世帯を引いた残りの14世帯は、63万円から65万円未満で課税されることとなります。

支援分、後期高齢者支援金等課税額については、限度額19万円の世帯は114世帯となります。この114世帯が限度額の引き上げによって影響を受けることとなります。このうち、限度額20万円となる世帯は100世帯です。この114世帯から100世帯を引いた残りの14世帯は、19万円から20万円未満で課税されることとなります。

以上のおり回答させていただきますと思います。

議長 ありがとうございます。
今事務局から説明がありましたが、何か質問や意見等はございませんか。

(質問なし)・・・声あり

議長 他に質問等がないようでしたら、これより採決を行います。議題2について、承認していただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。
議題2『専決処分 白井市国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について』は原案のとおり承認することに決定しました。
以上で、議題2『専決処分 白井市国民健康保険税の条例の一部を改正する

条例について』を終了します。

○議題3 白井市国民健康保険の現状について

議長 次に、議題3『白井市国民健康保険の現状について』、事務局から説明をお願いします。

事務局 (白井市国民健康保険の現状について、資料により説明)

議長 ありがとうございました。
今事務局から説明がありましたが、何か質問や意見等はございませんか。

事務局 補足ですが、議題3につきましては、事前に委員からの質問はございませんでした。

(質問なし)・・・声あり

議長 他に質問等がないようでしたら、議題3『白井市国民健康保険の現状について』を終了します。

議長 それでは、以上をもちまして、本日事務局から提案されました議題について、議事はすべて終了いたしました。事務局へお返しいたします。

事務局 松本会長、委員の皆様お疲れさまでした。
最後に、次回以降の運営協議会の開催について連絡させていただきます。

(資料「次回以降の運営協議会の開催について」配布)

事務局 次回につきましては8月18日または25日の開催を予定しております。
第3回以降の開催につきましては、第3回を11月中旬ごろ、第4回を来年の1月下旬ごろの開催を予定しております。時間はいずれも平日の午後3時からの開催となります。開催日時の詳細につきましては、各回の会議終了時に調整させていただきたいと考えております。

事務局 次回の議題といたしましては、国民健康保険特別会計令和3年度決算及び令和4年度9月補正予算、国民健康保険税の見直しに関する事項になると思われ
ます。

議題詳細につきましては、事前にご通知をさせていただきます。

これで本日の会議を終了させていただきます。長時間お疲れさまでした。

使用した資料

- ① 専決処分 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ② パンフレット「これだけは知っておきたいあなたの保険税（令和3年度版）」
- ③ 白井市国民健康保険の現状について
- ④ 次回以降の運営協議会の開催について